

令和7年6月定例会 一般質問補足資料 5番 水野 忠三

[2025 年(令和 7 年) 6 月 11 日(水)]

1 . 市町村の災害時の備蓄品

● 備蓄品等についての現状と課題

出典: 『防災情報新聞』(<https://www.bosaijoho.net/2025/02/06/jichitai-bichiku-research/>)

を 参照、編集等の上、一部抜粋引用。

市町村の災害時の備蓄品について、最近の調査によると、全国の自治体が食料や水、毛布、簡易ベッド、トイレなどを備蓄しています。例えば、2024 年 11 月時点で全国の自治体が備蓄していた食料は約 9280 万食、毛布は 1472 万枚でしたが、簡易ベッドは 58 万台、間仕切りは約 109 万枚と、避難所環境の改善にはまだ課題が残っています。

主な課題

- **備蓄の地域格差**: 一部の自治体では十分な備蓄があるものの、財政的な制約などにより備蓄が不足している地域もあります。
- **避難所環境の改善**: 多くの避難所では、体育館で毛布にくるまって雑魚寝する状況が続いており、プライバシー確保や快適な避難生活のための設備が不足しています。
- **トイレの不足**: 携帯トイレは 6570 万回分、設置型トイレは 241 万台備蓄されていますが、移動設置が可能なトイレカーは全国でわずか 37 台しかないため、災害時の衛生環境の確保が課題となっています。

国は備蓄状況の「見える化」を進め、自治体間の取り組み強化や地域格差の是正を目指しています。

● 市町村の備蓄品の改善策

出典：『防災情報新聞』（<https://www.bosaijoho.net/2025/02/06/jichitai-bichiku-research/>）及び、
ニュートン・コンサルティング H.P. > [リスク管理 Navi](#) > [リスクマネジメント速報](#) >
「自治体に備蓄状況の公表を義務付け、災害対策基本法などの改正案を閣議決定 政府」
（https://www.newton-consulting.co.jp/bcmnavi/flash/202502_14.html）
を 参照、編集等の上、一部抜粋引用。

市町村の備蓄品の改善策として、以下のような取り組みが進められています。

1. 備蓄状況の「見える化」

国が自治体の備蓄状況を公表し、地域ごとの備蓄の偏りを把握できるようにすることで、自治体間の連携を強化し、地域格差の是正を図っています。

2. 避難所環境の改善

体育館などでの雑魚寝を防ぐため、段ボールベッドや間仕切りの導入が進められています。これにより、避難所のプライバシー確保や快適性が向上します。

3. トイレ設備の充実

携帯トイレや設置型トイレの備蓄を増やすだけでなく、移動設置が可能な「トイレカー」や「トイレトレーラー」の導入が推奨されています。これにより、災害時の衛生環境の改善が期待されています。

4. 法改正による備蓄強化

政府は災害対策基本法を改正し、自治体に対して**毎年の備蓄状況の公表を義務付ける**ことで、備蓄の充実を促進しています。

5. 自助・共助の推進

自治体の備蓄だけでなく、**住民自身が家庭での備蓄を強化**することも重要視されています。特に、食料や水、簡易トイレなどの備蓄を各家庭で進めることで、災害時の負担を軽減できます。

これらの改善策により、災害時の備蓄品の充実と避難所環境の向上が期待されています。

● **参 考：**
災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果
 内閣府（防災担当）

- 調査対象：全国都道府県及び市区町村
- 調査時点：令和6年11月1日
- 調査内容：災害用物資・機材等の備蓄状況

調査結果（全国計）

項目	品目	数量	単位
1-13	主食合計	92,799,895	食
14-23	副食合計	8,721,412	食
24	乳幼児粉ミルク・乳幼児液体ミルク	1,277,112	缶・本
25-27	水合計	29,705,412	L
28-29,46	暖房機器	30,985	台
30-32	冷房機器	36,184	台
33	携帯トイレ	65,699,306	回分
34,42-44,48-50	設置型トイレ	2,407,070	台
	(うち、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナ)	(うち、81)	台
35	毛布	14,721,159	枚
36,45	簡易ベッド（段ボールベッド含む）	575,204	台
37	パーティション	1,086,666	枚
38	生理用品	20,026,846	枚
39	トイレトペーパー	3,586,127	巻
40	大人用おむつ	4,798,042	枚
41	子供用おむつ	10,755,046	枚
47	トイレ用洋式化アタッチメント	5,331	個

災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果（都道府県一覧／内閣府資料より）

2. 市町村における成果連動型民間委託契約方式(PFS)及びソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の活用

● 市町村における PFS および SIB の活用可能性

出典:

- ・国土交通省の PFS/SIB 導入支援
(https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_fr_000005.html)
- ・内閣府の PFS ポータルサイト (<https://www8.cao.go.jp/pfs/sienseido.html>)
- ・東京市町村自治調査会の調査研究 (<https://www.tama-100.or.jp/0000000981.html>)
等を 参照、編集の上、一部抜粋引用。(下線等は、引用者による。)

1. PFS および SIB の概要

PFS(Pay For Success)とは？

PFS は、自治体が民間事業者に委託する際に、成果指標を設定し、その達成度に応じて報酬を支払う契約方式です。従来の委託契約とは異なり、成果を重視すること、より効果的な行政サービスの提供を目指します。

SIB(Social Impact Bond)とは？

SIB は、PFS の一形態であり、民間資金を活用して社会課題の解決を図る仕組みです。民間投資家が資金を提供し、事業の成果に応じて自治体が投資家に報酬を支払うことで、財政負担を軽減しながら社会的インパクトを創出します。

2. 市町村における活用可能性

(1) 活用分野

市町村では、以下の分野などで PFS および SIB の活用が期待されています：

- ・ **介護・福祉**：高齢者の健康維持や介護予防プログラム
- ・ **教育**：学習支援や不登校対策
- ・ **防災**：地域防災力の強化
- ・ **環境**：再生可能エネルギーの導入や廃棄物管理
- ・ **健康促進**：生活習慣病予防プログラム

(2) 活用のメリット

- ・ **財政負担の軽減**：民間資金を活用することで、自治体の財政負担を抑えられる
- ・ **成果の最大化**：成果指標を設定することで、事業の効果を高められる
- ・ **民間ノウハウの活用**：民間事業者の専門知識を活かし、より効率的なサービス提供が可能

3. 先行事例

(1) 介護予防事業（堺市）

堺市では、**高齢者の健康維持を目的とした介護予防プログラム**に SIB を導入。成果指標として「**要介護認定率の低下**」を設定し、民間事業者がプログラムを提供。結果として、介護給付費の削減に成功。

(2) 防災力強化事業（前橋市）

前橋市では、**地域防災力の向上を目的とした PFS 事業**を実施。自主防災組織の活動支援を成果指標とし、民間事業者が防災訓練や備蓄支援を提供。住民の防災意識向上に貢献。

4. 課題と今後の展望

(1) 課題

- ・ **成果指標の設定**：適切な指標を設定し、効果を測定する仕組みが必要

- **民間事業者の確保**: 事業に適した民間事業者の選定が重要
- **資金調達の仕組み**: 投資家の関心を引くための仕組みづくりが必要

(2) 今後の展望

- **国の支援強化**: 政府が PFS/SIB の導入を支援する制度を拡充
- **自治体間の連携**: 成功事例を共有し、導入を促進
- **データ活用の推進**: 成果指標の分析を通じて、より効果的な事業設計を実現

3. 「ふるさと住民登録制度」

● ふるさと住民登録制度の動向 と展望

出典:

- ・総務省の公式資料 (https://www.soumu.go.jp/main_content/001010766.pdf)
- ・SOMPO インスティテュートの分析
(https://www.sompo-ri.co.jp/topics_plus/20250604-18848/)
- ・読売新聞の報道 (<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20250601-0YT1T50126/>)
等を 参照、編集の上、一部抜粋引用。(下線等は、引用者による。)

1. 制度の概要

(1) ふるさと住民登録制度とは？

「ふるさと住民登録制度」は、実際に居住していなくても、特定の地域と継続的に関わる人を住民として登録できる制度です。これにより、都市部に住みながら地方との関係を深めることが可能になります。

(2) 制度の目的

- ・ **関係人口の拡大**: 地域との関わりを持つ人を増やし、地方の活性化を促進
- ・ **地域経済の支援**: 特産品購入やふるさと納税を通じた経済貢献
- ・ **地域の担い手確保**: ボランティアや副業を通じた地域活動への参加

2. 制度の動向

(1) 政府の取り組み

政府は 2025 年 6 月に「ふるさと住民登録制度」の創設を正式表明し、10 年間で 1,000 万人の登録を目指すとしています。この制度は「地方創生 2.0」の一環として位置づけられ、都市と地方の新たな関係構築を目指しています。

(2) 具体的な制度設計

- **専用アプリの導入**: スマートフォンで簡単に登録可能
- **住民特典の提供**: 公共施設の住民価格での利用、特産品の割引など
- **地域活動への参加**: ボランティアや副業の機会提供

3. 期待される効果

(1) 地域経済の活性化

登録者が特産品購入や観光を通じて地域経済に貢献することで、地方の収益向上が期待されます。

(2) 地域の担い手確保

ボランティアや副業を通じて、地域の人材不足を補うことが可能になります。

(3) 移住促進の可能性

関係人口として地域と関わることで、将来的な移住につながるケースも増えると考えられています。

4. 課題と今後の展望

(1) 課題

- **住民登録の定義**: 実際の住民との区別をどうするか
- **行政サービスの提供範囲**: どこまで住民特典を付与するか
- **財源確保**: 制度運営のための資金調達方法

(2) 今後の展望

政府は、関係人口の拡大を図るため、自治体との連携強化や制度の柔軟な運用を進める方針。

4. 国の「伴走支援」制度

● 自治体向け「伴走支援」制度 の概要と動向

出典:

- ・ 地方創生伴走支援制度の概要

(<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/banso-shien/index.html>)

- ・ 内閣官房の公式資料

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_chihousousei/honbukaigi/dai3/siryou2.pdf)

等を 参照、編集の上、一部抜粋引用。(下線等は、引用者による。)

1. 伴走支援制度とは？

(1) 制度の目的

「伴走支援制度」は、国の職員が自治体の課題解決を支援する制度であり、特に地方創生の推進を目的としています。自治体が抱える課題に対し、国の職員が専門知識を活かして助言や施策立案の支援を行います。

(2) 支援の特徴

- ・ **自治体の課題に寄り添う支援**: 自治体の現場に足を運び、実情を把握しながら支援を実施
- ・ **専門知識の活用**: 各府省庁の職員が自治体のニーズに応じた助言を提供
- ・ **オンラインと現地訪問の併用**: 定期的なオンライン会議と現地訪問を組み合わせ、実効性のある支援を展開

2. 制度の動向

(1) 政府の取り組み

政府は 2025 年度より「地方創生伴走支援制度」を本格導入し、全国 60 市町村を対象に支援を開始しました。支援対象自治体は、人口減少や地域経済の活性化などの課題を抱える自治体が中心です。

(2) 伴走支援チームの編成

- ・ 各府省庁の職員が 2～3 名でチームを編成
- ・ 自治体の課題に応じて専門職員をマッチング
- ・ 支援期間は 1 年間で、定期的な進捗確認を実施

3. 期待される効果

(1) 地域課題の解決

自治体が抱える課題を整理し、国の支援策と連携することで、より効果的な施策を実施できます。

(2) 地方創生の推進

地域の特性に応じた施策を展開し、地方創生の取り組みを加速させることが期待されています。

(3) 自治体職員のスキル向上

国の職員との協働を通じて、自治体職員の政策立案能力や課題解決力の向上が図られます。

4. 課題と今後の展望

(1) 課題

- ・ **支援対象自治体の選定**: 支援を必要とする自治体が多く、選定基準の明確化が求められる
- ・ **持続可能な支援体制の構築**: 支援終了後も自治体が自立して課題解決を進められる仕組みが必要
- ・ **自治体間の情報共有**: 成功事例を共有し、他の自治体にも活用できるようにすることが重要

(2) 今後の展望

政府は、伴走支援制度の拡充を検討しており、**支援対象自治体の拡大や支援内容の多様化**を進める方針です。また、自治体間の連携を強化し、成功事例の横展開を促進することが期待されています。